

入札書

次のとおり届けます。

当社は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者です。

免税事業者です。

大阪市契約担当者

令和 年 月 日

大阪市デジタル統括室長 大田 幸子 様

住所又は

事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

関係法令・貴市関係規程を遵守し、入札公告事項（入札説明書・仕様書等）及び裏面記載の通知事項等を確認のうえ、次の金額で申し込みます。

金額		十億		百万		千		円
----	--	----	--	----	--	---	--	---

内訳は、入札書別紙「算出表」のとおり。

記

事業名称	大阪市行政オンラインシステム手数料等決済処理サービス利用（長期継続・単価契約）
契約期間	契約締結日から令和11年9月30日まで

入札参加通知事項

1 入札に付する事項	大阪市行政オンラインシステム手数料等決済処理サービス利用(長期継続・単価契約)
2 入札場所	大阪市役所本庁舎地下2階 デジタル統括室第2会議室
3 入札書受付期間	令和8年6月29日(月)午前10時15分から午前10時30分まで
4 開札予定日時	令和8年6月29日(月)午前10時30分から
5 入札方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札書には、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名又は受任者氏名を記入のうえ、代表者印又は受任者印(使用印鑑届出書で届け出た印)を必ず押印すること。 なお、記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。 ・ 入札は、本人又はその代理人が行うこと。代理人が入札をする場合は、入札時に委任状を提出すること。 ・ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象物品の買入については100分の8)に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(軽減税率対象物品の買入については108分の100)に相当する金額を記載すること。なお、別紙「算出表」に単価及び金額を記載し、入札書と別紙「算出表」との間に押印(割印)すること。 ・ 【長期継続契約対象案件の場合】 入札書に記載する金額には、全期間の総額を記載すること。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、別紙「算出表」に単価及び金額を記載し、入札書と別紙「算出表」との間に押印(割印)すること。
6 再度入札	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。再度入札は原則、再度入札書を交付して直ちに行う。このため、当初入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出のうえ代理人印による入札を行う必要がある。ただし、これによらない場合は、「再入札通知書」で別途定めるものとする。
7 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。 なお、入札参加資格を認めた者で、入札参加資格審査結果通知時から開札時までの間において、入札参加者資格の要件を満たさなくなった者は入札に参加することができない。 なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市契約規則第28条第1項に該当する入札 ・ 落札決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札 ・ 申請書類又は提出資料に虚偽の記載をした入札 ・ 本市が交付した入札書を用いないでした入札 ・ 再度入札の場合に、前回最低入札価格以上の価格でした入札 ・ 同一入札において、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
8 落札者の決定方法	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 ・ 契約書作成の要否 要 ・ 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。 ・ 入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることができない。 ・ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。 ・ 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(単価契約は落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約は落札金額を1年当たりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合は履行期間内に支払うことが見込まれる総額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。 ・ 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。 ・ この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。 ・ 落札決定後、契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、落札を取消し、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。 ・ 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、契約の解除を行う。 ・ この通知に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。 ・ この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。